

富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版） (素案) の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法※に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備、有事の対策を示した計画。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法：

病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの。

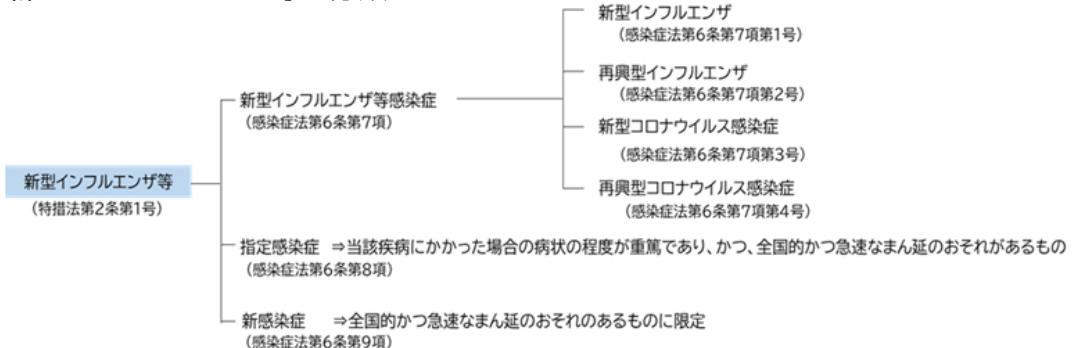
富田林市における行動計画改定の経緯

- 令和2年（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、令和6年（2024年）に政府行動計画、令和7年（2025年）に大阪府行動計画が改定。
- 本市においても、政府、大阪府の行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指して、平成26年（2014年）3月に策定した「富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「本市行動計画」という。）」を改定することとした。

行動計画の対象となる感染症

- 対象となる感染症は、以下の図に示す「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定）」である。

■新型インフルエンザ等の分類



資料：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（令和7年（2025年）3月）

2. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略

- 新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関する重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、保健所、市町村、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

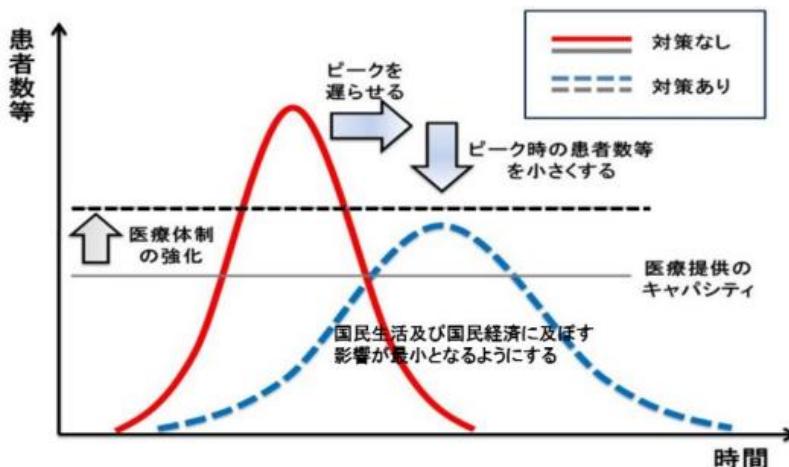
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の拡充を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画（B C P）の作成やその実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

■新型インフルエンザ等対策のイメージ



資料：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）
(令和6年(2024年)8月30日)

3. 富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

(1) 平時の準備の記載を充実

- 感染症危機に対応するには、平時からの体制づくりが重要である。平時の備えの充実や訓練による迅速な初動体制の確立、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。
- 対策項目ごとに準備期（発生前の段階）、初動期（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）、対応期の3期で設定。
- 本市行動計画として、平時からの手洗いやマスク着用、正しい感染対策の普及啓発等、準備期の取組を充実。

(2) 対策項目の拡充と柔軟かつ機動的な対策の切替

- 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、「有事のシナリオ」を想定。大阪府と連携のもと、リスク評価に基づき、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- 対策項目を整理し、6項目から7項目に拡充。情報分野に「リスクコミュニケーション*」の視点を追加したほか、「ワクチン」「保健」「物資」等の新規項目を追加。

※リスクコミュニケーション：

関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。

(3) 新型コロナ対応を踏まえた記載

- 新型コロナ対応時の本市の体制、各機関との連携体制を踏まえ、実態を踏まえた取組内容を記載。一方、特定の事例に偏重しないよう、新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す計画としている。

4.新型インフルエンザ等の各対策項目の主な内容

●国の示す「市町村行動計画作成の手引き」を踏まえ、以下の7項目を主な対策項目とする。

項目	主な内容
1. 実施体制	必要な財政上の措置、実践的な訓練の実施、行動計画の作成や体制整備・強化、国及び地方公共団体等との連携、緊急事態措置の検討
2. 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 新規	偏見・差別や偽・誤情報に関する対応、 双方向のコミュニケーションの実施、情報提供・共有
3. まん延防止	市内でのまん延防止対策等の準備、市民、事業者等に対する要請、外出制限等、施設の利用制限
4. ワクチン 新規	ワクチンの供給体制、接種体制、情報提供・共有、 DXの推進、全庁的な実施体制の構築と役割分担、 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供・共有、
5. 保健 新規	多様な主体との連携体制の構築、研修・訓練等を通した人材育成、帰国者・接触者相談センターへの通知、 健康観察及び生活支援
6. 物資 新規	感染症対策物資等の備蓄等
7. 市民生活及び地域経済の 安定の確保	市民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援、生活関連物資等の価格の安定等、雇用に関する支援

※「新規」は平成26年（2014年）3月に策定した本市行動計画からの変更点を示しています。